

訪問系サービス 特定技能運用チェックリスト 2026

対象：訪問介護・訪問入浴介護等の受入事業所、人事・総務、サービス提供責任者

更新日：2026-06-20

根拠：JICWELS「訪問系サービスへ従事している特定技能外国人の定期報告について」（2026-05-28）、「訪
-06-05）ほか

この資料は一般的な情報提供です。個別の申請可否、提出期限、適合確認、指導対応は、介護分野における特定

【先に結論】

訪問系サービスで特定技能外国人を受け入れる場合は、受入れ前の適合確認だけでなく、受入れ後の定期報告・

1. 受入れ前の適合確認

- [] 対象サービスが訪問系サービスに該当するか確認した
- [] 受入事業所が訪問系サービスの指定を受けている
- [] 特定技能外国人ごとに、訪問系サービス従事前の適合確認書を取得する流れを確認した
- [] 初任者研修修了、1年以上の施設等での介護実務経験、同行支援の要件を確認した
- [] ハラスメント防止、相談窓口、利用者・家族への説明資料を整備した

社内メモ

- 適合確認書は外国人ごとに管理する
- 「採用できるか」と「訪問系サービスへ従事できるか」は分けて確認する

2. キャリアアップ計画と定期報告

- [] 特定技能外国人ごとのキャリアアップ計画を作成した
- [] 評価期間の起算日を、訪問系サービスへの従事開始日と整合させた
- [] 評価期間は1年単位で管理している
- [] 前回評価期間の終期から4か月以内に、次期計画を提出する期限を台帳化した
- [] 振り返り用紙など、提出不要でも事業所保管が必要な資料を保管した
- [] 協議会申請システムの自動通知メールを受け取る担当者を決めた

注意

- 期限管理は候補者別ではなく、従事開始日・評価期間別に行う
- 評価期間変更がある場合は、終期より前に変更申請が必要になる可能性がある

3. 巡回訪問への準備

- [] 法人用、担当者用、特定技能外国人用の事前質問票に回答できる体制を整えた
- [] 同行支援、単独訪問への移行判断、相談記録、苦情対応記録を提示できる
- [] キャリアアップ計画、評価記録、研修記録、面談記録を提示できる
- [] ハラスメント防止措置、相談窓口、利用者・家族への説明記録を提示できる
- [] 当日の書類確認、担当者面談、本人個別面談、フィードバックの時間を確保した

目安

- 書類確認：45分から60分程度
- 担当者面談：45分から60分程度
- 特定技能外国人との個別面談：30分から40分程度/人
- フィードバック：30分程度

4. 適合確認書取消リスクを避ける運用

- [] 遵守事項が実施されていることを、口頭説明ではなく記録で示せる
- [] 指導を受けた場合の是正責任者と期限を決めている
- [] 利用者・家族からの苦情、本人からの相談、担当者の判断を時系列で残している
- [] 登録支援機関に委託している場合でも、受入機関側の責任範囲を理解している
- [] 監査・巡回訪問前だけでなく、月次で証跡を点検している

相談CTA

丸忠物産 HR事業部では、訪問介護での特定技能受入れについて、候補者要件、受入れ前確認、定期報告、支援

<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/>

参照（一次情報）

- JICWELS：介護分野における特定技能協議会
https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=81
- JICWELS：介護分野における特定技能外国人 訪問系サービスに係る巡回訪問について
https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=21491
- JICWELS：訪問系サービスへ従事している特定技能外国人の定期報告について
https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=21458
- JICWELS：特定技能外国人の訪問系サービスへの従事について
https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=19910